

令和2年5月7日

東久留米市内の保育園等に乳幼児が  
在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

東久留米市子ども家庭部長 長澤 孝仁

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための  
登園自粛要請に係る期間の延長について（依頼）

日頃より東久留米市の保育行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

保護者の皆様、また保護者の勤務する事業者の皆様におかれましてはこれまでの間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登園自粛にご理解、ご協力をいただき重ねて御礼申し上げます。

国及び東京都では「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置」を延長し、これまでの取り組みを継続実施することとしました。これを踏まえ市内保育園における「保育の提供を縮小して実施する期間」を延長することといたしました。

事業者の皆様におかれましては保育園に在籍する乳幼児の保護者の勤務について、引き続き特段のご配慮をいただきますよう、よろしく申し上げます。

記

- 1 保育等の提供を縮小して実施する延長期間  
令和2年5月31（日）まで  
※情勢によってはさらに期間が延長されることがあります。
- 2 縮小した保育等の提供を受けられる対象の方
  - (1) 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者
  - (2) 上記1以外で、特別な事情がある場合
- 3 現在の状況について

市内の保育園等については、多くの保護者の皆様に、登園自粛にご理解、ご協力をいただき、真にやむを得ない理由により保育を必要とする園児のみに保育を縮小させていただいております。このことにより全体の8割程度の園児が登園の自粛要請に応じていただき、3密を避ける工夫が可能となり、可能な範囲で感染拡大防止に向けた対応を図りながら保育等を実施している状況でございます。

以上

お問い合わせは

東久留米市子ども家庭部子育て支援課

042-470-7745